## 旧三菱HCキャピタルオートリース株式会社 所有車両の登録に関するお知らせ

三菱オートリース株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:中野 智)は、2023 年 4 月 1 日の三菱 H C キャピタルオートリース株式会社との合併に際し、登録自動車の車検証「所有者移転登録」について、国土交通省と協議の結果、登録識別情報制度を利用した商号変更を電子申請により下記の日程で実施いたします。対象車両につきましては、変更実施日に各運輸支局の窓口での業務が一部中止されます。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

- 1. 所有者名称の変更実施日2023 年 4月14日(金)・17日(月)・18日(火)・19日(水)
- 2. 変更対象車両

車検証備考欄に下記の商号の記載がある車両

三菱HCキャピタルオートリース株式会社 東京都港区西新橋一丁目3番1号 90150

日立キャピタルオートリース株式会社 東京都港区西新橋一丁目3番1号 90076

日立キャピタルオートリース株式会社 東京都港区西新橋二丁目 15 番 12 号 24421

- 3. 変更実施日に中止される窓口業務 変更登録、移転登録、一時抹消登録、永久抹消登録、輸出抹消登録、自動車検査証記入、番号変更
- 4. 実施日以降の注意事項

車検証備考欄の所有者名は旧商号(三菱HCキャピタルオートリース株式会社又は日立キャピタルオートリース株式会社)のままですが、国土交通省のデータファイルは新商号(三菱オートリース株式会社)に変更済です。

そのため、対象車両の車検証の所有者情報の変更登録申請の必要はありません。 なお、車両に備え付けの車検証はそのままご利用可能です。

## 5. お問い合わせ

三菱オートリース株式会社 日立営業サポート部

TEL0120-421-220 (受付時間:平日 9:00~17:00 当社所定の休日は除きます)

以上